

公告

長野県豊かな水資源の保全に関する条例（平成25年長野県条例第11号）第9条第1項の規定により下諏訪町土坂水資源保全地域を指定したいので、同条第4項の規定により指定の案を縦覧に供します。

なお、当該公告に係る区域の土地所有者等その他の利害関係人は、指定の案について、縦覧期間満了の日までに長野県諏訪地域振興局長を経由して、知事あてに意見書を提出することができます。

令和7年3月28日

長野県知事 阿部守一

1 水資源保全地域の名称及び区域

名 称	区 域
下諏訪町土坂 水資源保全地域	下諏訪町字土坂 8241 番1 から 12 まで、16、ロ-2 からロ-13、ロ-16 からロ-24、ロ-28、ロ-35 及びロ-36、8250 番口、8252 番口、8253 番1 及びロ、8254 番、8255 番1、ロ-1 及びロ-2、8256 番イ及びロ、8257 番1 及び2、8258 番口、8259 番4、8272 番1 及びイ、8273 番1、8274 番イ、ロ-2 及びロ-3、8275 番イ 字山犬久保 8260 番口、8261 番イ及びロ、8262 番2、8265 番、8266 番1、4、5、及び7、8269 番、8270 番1 及び2、8271 番イ及びロ 字蛭久保 8278 番、8279 番イ、ロ及びハ、8280 番イ及びロ、8292 番、8293 番 字寺平 8281 番、8282 番、8283 番、8284 番、8285 番1 及び2、8286 番、8287 番イ-1 からイ-3 まで、及びロ、8288 番1、2 及びロ、8289 番、8290 番、8291 番、8297 番3、チ-3 及びニ-1、8299 番1、8300 番1 及びロ、8301 番、8302 番1 及び2、8303 番、8304 番、8305 番1 及びロの区域

2 指定の案の縦覧場所

長野県環境部水大気環境課及び長野県諏訪地域振興局環境課

3 縦覧期間

自 令和7年3月28日

至 令和7年4月10日

水大気環境課